

東京都公立大学法人
令和6（2024）年度事業計画

令和6（2024）年3月

東京都公立大学法人

—目次—

令和6(2024)年度 事業計画について.....	1
1 基本方針.....	1
2 事業計画の期間.....	2
I 東京都立大学に関する事項.....	3
1 社会との価値共創に関する事.....	3
2 教育に関する事.....	3
3 研究に関する事.....	4
II 東京都立産業技術大学院大学に関する事項.....	5
1 社会との価値共創に関する事.....	5
2 教育に関する事.....	5
3 研究に関する事.....	6
III 東京都立産業技術高等専門学校に関する事項.....	7
1 社会との価値共創に関する事.....	7
2 教育に関する事.....	7
3 研究に関する事.....	8
IV 法人運営に関する事項.....	9
1 業務運営の改善及び効率化に関する事.....	9
2 財務運営の改善に関する事.....	9
3 評価及び情報提供に関する事.....	10
4 その他重要事項に関する事.....	10
V 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	11

令和6（2024）年度 事業計画について

令和5（2023）年6月16日に施行された地方独立行政法人法の改正により、年度計画の策定及び年度ごとの業務実績評価（年度評価）は、公立大学法人には適用されないこととなった。この法改正を踏まえ、従来の形での年度計画は廃止とし、今後は法人として、予算の編成と合わせ、次年度に重点的に取り組む主要な事業について、事業計画として取りまとめる。

また、法人自ら中期計画の進捗を管理することとし、中期計画に定めた評価指標等の進捗状況を中期計画進捗状況報告書としてまとめることにより、その間の取組の課題等を明らかにし、その結果を次年度以降の計画や業務運営等の改善に反映させていく。

ついては、令和6（2024）年度に重点的に取り組む主要な事業について、令和6（2024）年度 事業計画として、以下のとおり取りまとめる。

1 基本方針

深刻さを増す気候危機、少子高齢化や人口減少の更なる進行、デジタル化の加速度的な進展など、社会変容は激化している状況にある。このように世界が大きな変化に直面する今、時機を逸することなく、産業や経済、社会構造の転換に挑んでいくことが求められている。

また、諸外国に目を向ければ、DXやGXといった今後のメガトレンドとなるであろう成長分野において、既に研究開発や人材育成にしのぎが削られるなど、厳しい国際競争が繰り広げられている。

このような中、東京都（以下「都」という。）が設立した公立大学法人として、時流を捉え、新しい時代を切り開くため、新たな知を創造するとともに、大都市が抱える課題の解決など、「都立」の高等教育機関ならではの教育研究活動を推進することで、強靱で持続可能な社会の実現に貢献していかなければならない。

2024年度は第四期中期計画期間の2年目であり、初年度までに構築した取組・体制を足掛かりに、施策のブラッシュアップを図りつつ、各校の積極的な挑戦を推進していく必要がある。

また、法人経営の観点からは、都民の付託に応えるべく、限られた人的・財政的資源を最大限活用し、スピード感を持って目に見える形で成果を実現していくことが求められている。

こうした基本的な認識の下、法人の更なる飛躍と第四期中期計画の着実な達成に向けて、以下の取組を推進していく。

○ 社会との連携を通じた様々な価値の創造

東京で活躍する多種多様な主体と連携し、都をはじめとする自治体の政策課題と各大学・高専の専門的知見とを結びつけ、新たな価値を創造していく。

- 将来の東京の成長を支える人材等の育成
デジタルや金融人材の育成、学び直しの機会の提供など、新たな価値を生み出す力を身につけられるよう主体的な学びの支援を一層充実させる。また、国際化の推進に向け、教育環境の整備や基盤強化に取り組む。
- 新たな知を生み出す高度な研究の推進
世界水準の基礎研究や社会課題の解決に向けた応用研究を実施し、研究成果を効果的に発信することで、研究力の向上と研究成果の社会還元を促進する。
- 戦略的な法人経営の展開
社会からの要請が複雑に変化する中で、学長・校長がリーダーシップを発揮しながら、柔軟で実効性ある施策を展開できるよう、運営基盤を強化していく。

2 事業計画の期間

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までとする。

I 東京都立大学に関する事項

東京都立大学（以下「都立大」という。）では、研究力の強化に向け、研究基盤の整備を進めるとともに、世界的な研究拠点の形成を目指す。教育面では、社会の変化に対応できる人材を育成するカリキュラムを構築し、学生の主体的な学びを促進するとともに、国内外の学生を受け入れ、きめ細かい教育と支援を行う。さらに、教育環境の整備や基盤強化に取り組むとともに、学生や教員の国際交流を促進し国際化を加速する。また、地域社会における「知のコア」として、都等とも協力し、地域活動へ貢献するとともに、生涯学習などの機会を提供し、持続可能な社会の実現にも寄与していく。令和6（2024）年度は、主に次の取組を行う。

1 社会との価値共創に関すること

- ・社会の課題解決や持続的発展の実現に向け、TMUサステナブル研究推進機構¹における調査・研究や都が抱える大都市特有の課題に関する研究を実施する。
- ・令和5（2023）年度に開設した産学公連携スペース「TMU Innovation Hub」において、企業及び起業を目指す個人又は団体等に対して専門家による相談対応を行うなど、幅広い支援を実施するとともに、社会課題の解決に資する研究を促進する。
- ・日野キャンパスに設置した研究機器共用センターを安定して稼働させ、共用機器の利用率向上を図る。
- ・単位取得可能な全学共通科目として「アントレプレナーシップ入門」を開講するとともに、「TMUビジネスアイデアコンテスト（仮称）」を実施し、起業家精神の気運醸成を図る。
- ・先端的なシーズを有する民間企業等にローカル5G環境を提供し社会実装を促進するとともに、新たなサービス等の創出を目指すアイデアソンを実施する。
- ・本科、専攻科、研究生コースからなる、最長4年間学ぶことができる都立大プレミアム・カレッジ²を円滑に運営する。また、受講生の多様なニーズに応えるため、カリキュラム等の充実を図るとともに、継続的に効果検証を行う。
- ・卒業生・修了生とのネットワークや寄附金を活用し、大学祭や課外活動等におけるOBOGと在学生の交流や学生支援等を活性化する。また、多様化する就職活動を見据え、OBOG交流会などによる就職支援の充実を図る。

2 教育に関すること

- ・都立大生の海外留学や外国人留学生の受入にかかる支援を拡充し、学生の国際交流を促進する。
- ・令和6（2024）年度入試から理学部生命科学科で導入する秋入学について、国内外の外国人学生向けに広報活動を強力に展開するとともに、教員を増員するなど、万全の受入体制を整える。

¹ 「TMU サステナブル研究推進機構」とは、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの課題解決に資する調査研究機能を強化し、研究成果を都政へ還元することを目的として設置された組織。

² 「東京都立大学プレミアム・カレッジ」とは、50歳以上の様々な経験を積んだ学習意欲の高いシニアを対象とする、「学び」と「新たな交流」の場で、総合大学の強みを生かした多様かつ体系的なカリキュラムを提供。

- ・海外の大学での単位修得が必須な国際副専攻コースについて、学部の一般選抜等による入学者への令和7（2025）年度からの履修対象拡大に向けた準備を進める。また、大学院生を対象とする研究を目的とした留学制度創設について検討する。
- ・世界を舞台に各界の一線級で活躍するゲストスピーカーによる分野横断的なオムニバス講座を実施し、学生が広い視野と深い教養を身につけ、国際社会で活躍できるグローバルな視点を養う機会を提供する。
- ・数理・データサイエンス副専攻コースにおいて、履修希望者数の増加に応じてPBL科目のクラスを増やすなど、プログラムを着実に運営する。
- ・高度情報化社会の進展を踏まえ、令和7（2025）年4月に予定しているシステムデザイン学部における学科再編について準備を進めるとともに、効果的な広報活動を展開し、情報分野への学修意欲の高い学生の獲得を図る。
- ・経済経営学部において、国際金融都市構想に資する人材育成を目的とする、国際金融人材育成特別プログラムの令和7（2025）年度開設に向けた準備を進めるとともに、引き続き、国際金融やサステナブル・ファイナンス等に関する先行開講科目を充実させる。
- ・大学院人間健康科学研究科において、医療×AI教育プログラム及び災害×多職種教育プログラムの令和8（2026）年度開講に向け、プログラムとその科目群の検討を行う。
- ・特定のテーマ（①防災・防疫、②AI・人間、③資源・エネルギー・環境）に基づき学生が文理の枠を超えて主体的に履修する文理教養プログラムを着実に運用し、初めての修了者を輩出する。
- ・データリテラシー、データベース、機械学習及びテキスト分析の4つの講座で構成される社会人向けデータサイエンス入門プログラムを提供し、Society5.0に対応したリカレント教育を実施する。

3 研究に関すること

- ・世界水準の基礎研究力の更なる強化・深化を図るため、トップ研究者の招へいや有望な若手研究者への重点的な研究費支援等を実施する。また、海外研究者との交流を促進するなど、研究センター³・リサーチコア⁴への支援を強化することにより、海外大学・研究機関との国際共同研究を一層推進し、常に最先端の研究を実施する。
- ・科研費や外部資金（共同研究、受託研究、学術相談、提案公募型研究）の獲得金額をさらに増加させるため、URAの充実・活用による組織的な研究支援体制を強化し、教員向けイベントの実施や申請書作成支援等を行う。
- ・優秀な博士後期課程学生を獲得・育成するため、国立研究開発法人科学技術振興機構の博士学生支援事業や都立大独自の博士研究力強化支援プロジェクトを実施し、博士後期課程学生への経済的支援やキャリア支援を行う。

³ 「研究センター」とは、卓越した研究実績があり世界的研究拠点化につながるもの、又は都立大の使命に合致した色ある研究領域をもつもので、大都市に関する研究拠点形成を図る研究プロジェクト又は研究グループ。

⁴ 「リサーチコア」とは、優れた研究実績があり研究拠点化につながるもの、又は都立大の使命に合致した研究領域をもつもので、大都市に関する研究拠点形成を図る研究プロジェクト又は研究グループ。

II 東京都立産業技術大学院大学に関する事項

東京都立産業技術大学院大学（以下「産技大」という。）（A I I T : Advanced Institute of Industrial Technology）では、先進的な高度専門職業人の教育システムやカリキュラムを着実に実施するとともに、その効果を検証し、更に発展させていく。また、地域及び社会に貢献していくため、都政との連携や社会課題の解決に資する教育研究の展開、産業振興に資する研究の推進に取り組んでいく。令和6（2024）年度は、主に次の取組を行う。

1 社会との価値共創に関すること

- ・自治体等の学外団体や中小企業に係る諸課題に資する連携事業や技術相談等を実施するとともに、連携活動に関する情報発信を強化する。
- ・「ICT分野」、「ものづくり・デザイン分野」、「起業・創業・企業新事業・事業承継分野」の最新トピックスや参加者のニーズを捉えたAIITフォーラム⁵を実施し、継続的な学修の場を提供する。
- ・修了生コミュニティ制度⁶やAIIT研究所等を活用して、修了後の継続学修の場を提供する。また、参加者のアンケートを基に、ホームカミングデーのコンテンツの充実を図る。

2 教育に関すること

- ・FD⁷やIRの活動の推進、内部質保証システムの適切な運用やシラバスの改善等により、教育の質を継続的に改善する。
- ・教育方法の改善に直結する事項について運営諮問会議⁸に諮問するとともに、答申作成のための実務担当者会議⁹を引き続き年3回以上開催することで産業界の貴重な意見を得ていく。
- ・PBL¹⁰型教育等をはじめとする特色ある教育システムの改善及び推進をテーマとした全教員参加による学内セミナーを実施する。
- ・国際通用性のある教育を展開するため、令和5（2023）年度に新たに策定したグローバル人材能力指標の運用を開始するとともに、効果的に活用するための

⁵ 「AIITフォーラム」とは、令和元（2019）年度まで実施していた事業である「マンスリーフォーラム」を継承し、「ICT分野」、「ものづくり・デザイン分野」、「起業・創業・企業新事業・事業承継分野」の最新のトピックスを取り上げる公開講座。産技大教員だけでなく、企業で活躍する方や専門家を講師として招へい。学内外から自由に参加できる無料の公開講座として、学修を深めていくものである。

⁶ 「修了生コミュニティ制度」とは、産技大の修了生に対し、修了後の継続かつ自主的な学修と研究の機会を提供するとともに、その活動を支援するために設置された、修了生が主宰する研究会のこと。

⁷ Faculty Development の略。教育の質の向上を図るため、教育理念・教育目標や授業内容・方法について組織的な研究・研修を実施する大学の取組。

⁸ 「運営諮問会議」とは、産業界のニーズを把握し、教育内容に反映させるとともに、産学連携の推進や効果的な教育研究を実践するために、設置している会議。産技大の教育分野に係る産業界の専門家や経営者等の学外委員を中心メンバーとする。なお、専門職大学院設置基準の見直しに伴い、平成31（2019）年4月1日から教育課程連携協議会の設置が義務付けられ、教育課程の見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ実施されるものと定められた。名称は、基準に規定する要件を備えていれば、教育課程連携協議会とする必要はないため、運営諮問会議の名称は残し、教育課程連携協議会の機能をもたせて運営を継続している。

⁹ 「実務担当者会議」とは、運営諮問会議の下に設置されている部会で、運営諮問会議からの調査・検討事項等を審議・検討することを職務としている。

¹⁰ Project Based Learning の略。実社会で即戦力として活躍できる人材を育成するために有効な教育手法。数名の学生が明確な目標を掲げ、1つのプロジェクトを完成させていくことで、実社会で真に役立つ知識や技術を修得する。

学内体制の整備を行う。

- ・ 正規課程外の教育プログラムを企画・実施し、地域や年代に捉われないリカレント教育を展開する。
- ・ IRを活用した社会人学生の学修状況の分析結果や専門家の知見等を活用し、専門職大学院として適したエンロールメント・マネジメントの運用に向けた準備を行う。
- ・ 運営諮問会議参加企業や自治体等からの紹介による企業等に対して学長等による訪問・渉外活動を引き続き行うなど、積極的な広報活動を実施し、専門職大学院にふさわしい学生を確保するとともに、産技大の更なるプレゼンス向上につながる効果的な方法を検証する。

3 研究に関すること

- ・ 教員の研究活動状況を把握する仕組みの検証や改善を行うとともに、外部資金申請や各種イベントでの研究成果発表等により、産業振興等に資する研究成果の社会への発信・還元を行う。
- ・ 産技大の教育手法の普及のため、AIIT高度専門職人材教育研究・IRセンター¹¹において、シンポジウムを開催し高度専門職業人の育成に関する研究成果を発信する。

¹¹ 「AIIT 高度専門職人材教育研究・IR センター」とは、国内外の研究者の協力を得て、産技大における教育・研究活動との連携の下に、高度専門職人材教育に関する研究と調査を行い、その質的向上に資するとともに成果を発信することを目的に設置された組織。

Ⅲ 東京都立産業技術高等専門学校に関する事項

東京都立産業技術高等専門学校（以下「産技高専」という。）では、社会や産業界のニーズに応え、都民や地域社会に貢献すべく、教育内容を不断に点検・改善するシステムにより、社会との価値共創を実現しつつ、実践的かつ高度な技術者を育成していく。さらに、世界的な課題である持続可能な社会の実現に向けた教育研究活動も進めていく。令和6（2024）年度は、主に次の取組を行う。

1 社会との価値共創に関すること

- ・令和7（2025）年度からの再生可能エネルギー分野を中核としたカリキュラム改編及びコース名称の変更に向け環境を整備するとともに、入学希望者に対する広報活動を開始する。
- ・スタートアップ教育支援プログラムについて、令和5年度の試行によって洗い出された課題を踏まえて実施するとともに、全学生を受講対象とするスタートアップのベーシック教育支援を実施する。
- ・小中学生向け勉強会として、「ICT基礎Lab. for Junior」「IoT基礎Lab. for Junior」の企画・教材開発・講座運営を行う。
- ・卒業生・修了生による特別講座の実施に向け、卒業生・修了生との協力関係の強化を図るとともに、実社会で活躍する卒業生・修了生に関する情報収集を行い、公表する。

2 教育に関すること

- ・品川キャンパスにおける再編後の各コースの特徴や魅力が一層伝わるよう、学校説明会、入学後のコース説明会及び研究室訪問等について、コース所属学生による説明を取り入れるなど、内容の充実を図る。
- ・荒川キャンパスの医工連携教育・研究プロジェクトにおけるコース横断技術者育成プログラムである未来工学教育プログラムについて、第1期生の受講者アンケートの結果を踏まえたカリキュラム等の改善を図り、第2期生を輩出する。
- ・2つの海外体験プログラム（グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）¹²及びインターナショナル・エデュケーション・プログラム（IEP）¹³）について、改善を図りながら実施し、合わせて70名の参加者を海外へ派遣する。
- ・社会人のスキルアップを支援するため、ハンズオンのリカレント講座を実施する。
- ・機械加工実習授業及び大田区・品川区内の企業を対象とした「若手技術者支援のための講座」において、デジタル技術を用いたものづくり実習環境を活用する。また、機械加工に関する新たなスキルアップ講座を、都内在勤・在住者を対象に

¹² 「グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）」とは、都立大、産技大及び産技高専の学生がチームを組み、国内外のフィールドワーク等を通じて、課題解決力やコミュニケーション能力を養う海外体験プログラム。

¹³ 「インターナショナル・エデュケーション・プログラム（IEP）」とは、海外企業における職場体験や英語学習、先端技術に触れる機会等を通して、将来、国際的に活躍するエンジニアとなるための動機付けを行うと共に、国際的な企業が取り組む課題についての興味・関心を持たせることで、グローバル・コミュニケーション・プログラムへのステップアップの機会を提供するプログラム。

実施する。

- ・品川区教育委員会及び荒川区教育委員会との協定に基づき実施する特別推薦入試について、特別推薦入試枠の見直し及び変更を実施する。

3 研究に関すること

- ・「ものづくり」の発展に資する研究力を強化するため、利用要件を緩和した特別研究期間制度の活用について、積極的に推進し利用者を確保する。
- ・AI・データサイエンス分野も視野に入れた医工連携共同研究の適用範囲拡大など、都立大・産技大との共同研究を活性化させる。

IV 法人運営に関する事項

1 業務運営の改善及び効率化に関すること

- ・重点事業の進捗状況や法人運営を取り巻く諸課題、予算執行状況について、経営審議会等で共有・審議し、機動的かつ柔軟な対応につなげる。
- ・都が新たに実施する都内の子育て世帯に向けた授業料支援制度について、オンライン申請を活用するなど申請者の利便性向上を図りつつ、授業料実質無償化を円滑に実施する。
- ・都連携案件の組成に向けて都と2大学1高専との間で綿密な調整を行い、合計170件以上の組成に取り組み、研究シーズの都政への活用の充実を図る。
- ・2大学1高専が連携して実施するグローバル・コミュニケーション・プログラム(GCP)や共同研究等について、より効果的な事業実施に資する取組を検討しつつ、更なる連携強化を推進する。
- ・令和5(2023)年度に策定した第2期働き方改革推進計画に基づき、職員の働きがいや組織の生産性向上に資する取組を推進する。
- ・あたたかくて居心地がよく、誰もが輝ける法人を目指し、法人全体のDEI¹⁴を推進するため、「DEI推進基本計画」に基づき取組を推進する。
- ・教職員・学生を対象とする防災訓練等を計画的に実施するとともに、危機管理マニュアルの定期的な見直しにより、危機管理体制の整備を図る。
- ・令和7(2025)年度に予定している教職員コンプライアンス行動指針(ガイドライン)の策定に向け、ワーキンググループを立ち上げ、指針案の策定を行う。
- ・情報セキュリティ事故防止に向け、教職員のセキュリティ意識及びリテラシーの向上を図る。また、CSIRT¹⁵の活動をより高度化させ、インシデント発生時に迅速かつ的確に対応する体制を維持・向上させるとともに、重大インシデント発生時における緊急対応に必要な外部機関による支援体制を適切に運用していくこと等により、インシデント対応能力を向上させる。
- ・ITガバナンス・マネジメント強化として、法人CIO補佐の活用、CIOを支える組織体制構築に向けた準備、法人職員のデジタル人材育成に向けた取組を開始する。

2 財務運営の改善に関すること

- ・寄附の受入拡大に向けて、寄附者にとってわかりやすく寄附がしやすいよう新たに目的別にメニューを設定するなど改善を図る。
- ・教育研究基盤の強化など重点課題の解決に向け、時勢を踏まえて必要な財源の確保を行う。

¹⁴ Diversity, Equity & Inclusion の略。多様性、公平性、包摂性を表す言葉で、多様な人々があらゆる場における活動に同様に参加でき、等しく尊重される状態を指す。

¹⁵ Computer Security Incident Response Team の略。シーサートと読む。一般的にCSIRTの活動とは、事故発生時において、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のため、組織全体の統制をとりつつ、現場への技術的な支援等により、迅速かつ的確に対処することである。

3 評価及び情報提供に関すること

- ・地方独立行政法人法の改正による年度評価の廃止に対応して、中期計画の進捗を自ら管理し、評価指標等の進捗状況を簡潔に取りまとめ、評価委員会に報告するとともに、業務運営等の改善に取り組む。
- ・法人全体のプレゼンスを向上させるために、広報の目的やターゲットの明確化を図り、効果測定を行うとともに、法人として各校の広報の取組を支援するなど、戦略的広報に基づく取組を推進する。

4 その他重要事項に関すること

- ・TMUサステナブル研究推進機構において、2大学1高専の研究力を積極的に活用して、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、各種取組を着実に実施するとともに、環境報告書の作成発行等により、それらの取組について広く情報発信する。
- ・これまで実施してきた温室効果ガス排出量削減目標達成のための取組を継続するとともに、LED照明への改修工事や、ソーラーカーポートの建築工事を進める。

V 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

令和6（2024）年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	22,209
施設費補助金	4,471
自己収入	4,728
授業料及入学金検定料収入	3,812
その他収入	916
外部資金	1,737
目的積立金取崩	1,434
効率化推進積立金取崩	8
計	34,587
支出	
業務費	28,379
教育研究経費	21,502
管理費	6,877
施設整備費	4,471
外部資金研究費等	1,737
計	34,587

[人件費の見積り]

期間中総額 13,346 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

2 収支計画

令和6（2024）年度 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	27,953
経常費用	27,953
業務費	24,197
教育研究経費	8,297
受託研究費等	1,737
役員人件費	151
教員人件費	10,464
職員人件費	3,548
一般管理費	1,797
財務費用	18
減価償却費	1,942
収益の部	27,051
経常収益	27,051
運営費交付金収益	19,440
授業料収益	3,019
入学金収益	597
検定料収益	195
受託研究等収益	1,737
その他収益	916
資産見返運営費交付金等戻入	1,053
資産見返物品受贈額戻入	93
純利益	△ 902
目的積立金取崩	895
効率化推進積立金取崩	8
総利益	0

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 資金計画

令和6（2024）年度 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	34,587
業務活動による支出	26,114
投資活動による支出	7,780
財務活動による支出	693
翌年度への繰越金	0
資金収入	34,587
業務活動による収入	28,614
運営費交付金による収入	22,209
授業料及入学金検定料による収入	3,812
受託研究等収入	1,737
その他の収入	857
投資活動による収入	4,471
施設費補助金による収入	4,471
財務活動による収入	60
前年度よりの繰越金	1,442

注) 前年度よりの繰越金1,442百万円は、目的積立金取り崩し相当額である。
注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。